

各介護サービス事業者等 代表者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

令和7年度 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について(通知)

日ごろより県の高齢福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善加算に関する制度が一本化(介護職員等処遇改善加算・(以下、新加算)されるとともに、加算率の更なる引上げおよび配分方法の工夫が実施されております。

令和7年4月から新加算を算定する介護サービス事業者等については、各指定権者へ処遇改善計画書を提出する必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」(令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知)(別添1)及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」(別添2)等をお読みいただき、下記により処遇計画書を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和7年4月15日(火)
- 2 提出様式 別紙様式2-1および別紙様式2-2
- 3 提出方法 Eメール
※メールの件名は「【】令和7年度処遇改善計画書」とし、【】内に法人名を入力してください。
※ファイル名は「【】別紙様式2」とし、【】内に法人名を入力してください。
- 4 提出先 福井県健康福祉部長寿福祉課
(メールアドレス):hokaisei@pref.fukui.lg.jp
- 5 留意事項
 - ・新加算の更なる取得促進に向けて、事務負担等に配慮し、一部の要件について、令和7年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこと等、要件の弾力化が実施されております。
 - ・また、「介護人材確保・職場環境改善等支援事業補助金」の申請を行った場合、令和7年度における職場環境等要件に係る適用が猶予されます。
 - ・必ず令和7年度の新様式を使用してください。
 - ・令和7年4月から新規に新加算を算定し始める場合または新加算の区分を変更する場合は、体制等状況一覧表等の届出を計画書と併せてご提出ください。
 - ・複数の事業所を開設する法人等が計画書を一括で作成する場合は、全指定権者へ提出する必要があります。
 - ・別途案内しております「介護人材確保・職場環境改善等支援事業補助金」の補助要件に「新加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣを算定していること」が含まれております。
- 6 新加算制度等に関する問い合わせ先
厚生労働省コールセンター 電話番号:050-3733-0222
(受付時間:9:00~18:00※土日含む)
- 7 その他
福井県健康福祉部長寿福祉課へは、メールあるいは下記のフォームにてお問い合わせください

(問い合わせフォーム)

<https://forms.office.com/r/UVkiIh5KX6>